

平成29年(厚)第6071号

平成30年9月28日裁決

主文

後記「事実」欄第2の2(4)記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2(4)記載の原処分を取り消し、老齢厚生年金の年金額に配偶者を対象とする厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)第44条所定の加給年金額(以下、単に「加給年金額」という。)の加算を求めるというものである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、請求人が、A(以下「A」という。)を不該当者であるとする、加算額・加給年金額対象者不該当届(以下「本件不該当届」という。)を日本年金機構(以下「機構」という。)に提出したことに対し、厚生労働大臣が後記2(4)記載の原処分をしたところ、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日に65歳に達し、同日を受給権取得年月日として、Aを対象者とする加給年金額が加算された老齢厚生年金に係る受給権を取得し、同年金の支給を受けていた。
- (2) 請求人は、平成〇年〇月〇日に、戸籍上、Aと離婚した。なお、離婚後も引き続き、請求人に係る老齢厚生年金の年金額には、Aを対象者とする加給年金額が加算されていた。
- (3) 請求人は、平成〇年〇月〇日(受

付)、機構に対し、本件不該当届を提出した。なお、本件不該当届には、不該当となった日として「平成〇年〇月〇日」を横線で抹消して「平成〇年〇月〇日」と記載され、不該当となった事由として「離婚した」及び「受給権者によって生計が維持されなくなった」、不該当者の氏名としてAの氏名が、それぞれ記載されている。

- (4) 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付けて、請求人に対し、「配偶者がいることにより一定の額が加算されていたあなたの年金額は、配偶者と離婚(事実上の婚姻状態の解消を含む)したため、減額しました。」として、平成〇年〇月から、Aを対象者とする加給年金額を加算しないものとし、請求人に係る老齢厚生年金の額を、同月に遡及して減額改定する旨の決定(以下「原処分」という。)をした。

- (5) 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

- 1 老齢厚生年金の受給権者が、同年金の受給権を取得した当時、その者によって生計を維持していたその者の65歳以下の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)があるときは、その者に支給する老齢厚生年金の額は、加給年金額を加算した額とするされ、受給権者によって生計を維持していたその者の配偶者とは、当該受給権者と生計を同じくしていた者であって年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得(以下、上記の収入額又は所得額を「基準額」という。)を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている(厚年法第3条第2項及び第

4 4 条第 1 項、第 5 項、厚生年金保険法施行令第 3 条の 5 並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」平成 2 3 年 3 月 2 3 日年発 0 3 2 3 第 1 号厚生労働省年金局長通知（以下「本件通知」という。))。

そして、厚年法第 4 4 条第 4 項は、加給年金額が加算された老齢厚生年金については、受給権者の配偶者が同項各号のいずれかに該当するに至ったときは、同条第 1 項の規定にかかわらず、その配偶者に係る加給年金額を加算しないものとし、同条第 4 項各号のいずれかに該当するに至った月の翌月から、老齢厚生年金の額を改定するとし、同項第 2 号は老齢厚生年金の受給権者による生計維持の状態がやんだとき、同項第 3 号は加給年金額の対象者である配偶者が離婚をしたときをそれぞれ規定している。また、厚生年金保険法施行規則第 3 2 条は、老齢厚生年金の受給権者は、当該老齢厚生年金の加給年金額の対象者が厚年法第 4 4 条第 4 項各号（第 4 号、第 8 号及び第 1 0 号除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、1 0 日以内に同項各号のいずれかに該当するに至ったその加給年金額の対象者の氏名、その者と受給権者との身分関係並びにその該当するに至った年月日及び事由などを記載した加算額・加給年金額対象者不該当届を機構に提出しなければならないと規定している。なお、厚年法第 1 0 0 条の 1 0 第 1 項第 1 0 号は、厚年法第 4 4 条第 4 項の規定による老齢厚生年金の額の改定による事務を機構に行わせる旨を規定している。

2 請求人が、平成〇年〇月前において、A を対象者とする加給年金額が加算された老齢厚生年金を受給する資格を有し、同年金を受給していたこと、及び、A が 6 5 歳に達するのは平成〇年〇月〇日であることは、本件記録から明らかであり、この点について当事者間に争いはないものと認められるところ、請求人は前記「事実」欄第 2 の 2(4)記載の理由による原処分を不服としているのに対し、保険者代

理人は、別紙 2 において、原処分は、請求人と A の住所が平成〇年〇月〇日（以下「本件別居日」という。）付けで住民票上異なることとなり、本件別居日以降、A が請求人によって生計を維持していた事実上婚姻関係と同様の事情にある者とは認められなくなったことによるものであるとしたのであるから、本件の問題点は、A について、本件別居日以降においても継続して、請求人によって生計を維持していた、請求人と事実上婚姻関係と同様の事情にある者と認めることができないかどうかということである。

第 2 事実の認定及び判断

1 本件記録によれば、次の各事実を認定することができる。

(1) B 市長がそれぞれ証明する請求人を筆頭者とする戸籍の全部事項証明書（平成〇年〇月〇日付け）及び A を筆頭者とする戸籍の全部事項証明書（同日付け）によれば、請求人は、昭和〇年〇月〇日に出生し、昭和〇年〇月〇日に A（昭和〇年〇月〇日生）と婚姻して、長男 C（昭和〇年〇月〇日生）及び長女 D（平成〇年〇月〇日生）をもうけた後、平成〇年〇月〇日に A の父亡 E 及び母 F（以下「F」という。）との養子縁組を離縁し、平成〇年〇月〇日に A と離婚している。そして、その後、請求人及び A のいずれにも婚姻関係に関する記録はない。

(2) B 市長が証明する請求人に係る世帯員全員の住民票（平成〇年〇月〇日付け）によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日に〇〇市〇〇区〇〇町〇から〇〇市〇〇町〇-〇-〇（以下「a 宅」という。）に転入し、平成〇年〇月〇日に a 宅から同市〇〇町〇-〇-〇（以下「b 宅」という。）に、平成〇年〇月〇日（本件別居日）に b 宅から同市〇〇町〇〇〇-〇-〇（以下「c 宅」という。）に、平成〇年〇月〇日に c 宅から b 宅にそれぞれ転居し、b 宅において、A 及び D と共に同一の世帯をなし、その世帯の世帯主となっている。そして、

その後、請求人の住所に変更はない。
Aは、昭和〇年〇月〇日に〇〇郡〇〇町〇からa宅に転入し、平成〇年〇月〇日にa宅からb宅に転居し、その後、住所の変更はない。なお、同市長が証明する住民票（平成〇年〇月〇日付け）によれば、Fは、平成〇年〇月〇日にa宅からb宅に転居し、その後、住所の変更はない。

- (3) B市長が証明する平成〇年分所得金額に係るAの市・県民税所得課税証明書（平成〇年〇月〇日付け）によれば、Aの平成〇年分の所得金額は〇万〇〇〇〇円で、その全額が給与所得である。また、同市長が証明する平成〇年分から平成〇年分までに係るAの各市・県民税所得課税証明書（いずれも平成〇年〇月〇日付け）によれば、Aの所得金額はいずれも〇円である。
- (4) 請求人が作成した事実婚関係及び生計同一関係に関する申立書（平成〇年〇月〇日付け）に記載された主な内容は次のとおりである。

事実婚関係の開始日：平成〇年〇月〇日・頃

別世帯になっている理由（別居していること理由）：意見の相違から一時的に別居したが自分も反省する所がありお互い年齢的にも老後を支え合うべきだと思い直した別居の間も生活費は請求人の口座から払っていました。

同居についての申立（事実婚であること理由）：Aは29年間結婚生活をしてきましたが今は事情があって戸籍上婚姻関係にありませんしかしお互いに話し合い協力しあえる所は助け合って生活しています。事情とは請求人の株取引において損失と負債を出した事世間体も悪く体力的にも年齢的にも経済的にも支え合っています

経済的援助についての申立

請求人からAに対する経済的援助の有無：あり

経済的援助の回数：月約2回程度
経済的援助の内容：生活費はすべて請求人の口座から払っていました 別居間もほとんど生活を共にしてました

定期的な音信・訪問についての申立
音信の手段（注：記載なし）
訪問回数（注：記載なし）
音信・訪問の内容：ほとんど毎日一緒に生活してました

- (5) 請求人が、Aについて、生計を維持していた事実上婚姻関係と同様の事情にある者であることを示す資料として提出した主なものに、次のもの（いずれも写し）がある。

ア d社e営業所〇〇課担当者が証明する、使用場所をb宅とする、「〇〇〇〇 〇〇〇〇」宛ての電気料金支払証明書（平成〇年〇月〇日付け）

平成〇年〇月分の電気料金が〇〇〇〇〇〇円で同月〇日に、同年〇月分の電気料金が〇〇〇〇〇〇円で同月〇日に、同年〇月分の電気料金が〇〇〇〇〇〇円で平成〇年（注：「〇」との記載は誤記と認める。）〇月〇日に、同月分の電気料金が〇〇〇〇〇〇円で同年〇月〇日に、同月分の電気料金が〇〇〇〇〇〇円で同年〇月〇日に、同月分の電気料金が〇〇〇〇〇〇円で同月〇日に、同年〇月分の電気料金が〇〇〇〇〇〇円で同月〇日にそれぞれ領収されている旨が記載されている。

イ f社g営業所長が証明する、契約者を「請求人」、使用場所をb宅とするガス料金等お支払証明書（平成〇年〇月〇日付け）

平成〇年〇月請求分の入金額が〇〇〇〇〇〇円、同年〇月請求分の入金額が〇〇〇〇〇〇円、同年〇月請求分の入金額が〇〇〇〇〇〇円、平成〇年〇月請求分の入金額が〇〇〇〇〇〇円、同年〇月請求分の入金額が〇〇〇〇〇〇円、同年〇月請求分の入金額が〇〇〇〇〇〇円、同

年〇月請求分の入金額が〇〇〇〇円、同年〇月請求分の入金額が〇〇〇〇円で、平成〇年〇月請求分から平成〇年〇月請求分までのガス料金及びその他料金に係る領収金額(税込)が合計〇万〇〇〇〇円である旨が記載されている。

ウ Aが記載した、平成〇年から平成〇年までの期間(〇月〇日から〇月〇日までに係るもの(〇月〇日、〇日、〇日及び〇日、〇月〇日、〇日、〇日から〇日まで及び〇日並びに〇月〇日及び〇日を除く。))に係る5年日記(以下「本件日記」という。)

その日における、Aの行動、同人の所感、同人と請求人、C、D又はFとの関わり、出来事、天候などが、ほぼ毎日、各日付の欄をほぼ埋め尽くす形で、連続して、同様の筆跡をもって記載されている。そして、平成〇年について、請求人に係る主な記載を摘記すると、次のとおりである。

〇月〇日：請求人盆栽水やりに来る寒いのにオートバイ危ない気がする 家の中で雑煮食べて帰る

〇月〇日：食品を買って請求人の様子を見に行く 部屋で横になっていた。ご飯たいて来た。風呂に入る様に言うが寒いのでいやがる下着だけ着替える

〇月〇日：57歳誕生日なのになんだか忙しい 請求人水やりに来る。熱心な事だ考えられない寒いのに 私をもっと大切にしてほしいわ。

〇月〇日：仕事なのに帰ると請求人からt e lあったと母が言うたぶん食品を買う様にとの事だろうと思ったら 盆栽に水やってくれの内容だった 来ない時は私が水やっていると話す。オートバイ車検らしい

〇月〇日：請求人は友人宅へ出向

いている様子 迷惑かけていなければいいがお金も借りている様子だし本当に困る人だ疲れる

〇月〇日：〇〇(注：〇〇は判読不能)に請求人オートバイ車検代¥〇万払う カギもらう。

〇月〇日：請求人来るオートバイの運転が危ないのに私が水やりするからいいと話すのが気になるらしい そんなに大切な盆栽なら持って行けばいいのに

〇月〇日：夕方c宅へ食品持って行くテレビ見ていた 風呂に入らない様子で臭う せめて下着だけでも着替える様に言うど洗濯脱いだ 家に持ち帰り洗濯する

〇月〇日：請求人からt e lあった明るい声だった水やってくれとの事

〇月〇日：友人からt e l入り、Gさんが請求人を病院につれて行くと言っているとの事 行くのをいやがる 保険証がほしい。私が連れて行くと言う やっぱり変らしたしかにそう思うけど今まで私の言う事は聞かなかった前から私も思っていた

〇月〇日：食品いろいろ買ってc宅に行く いつも顔でテレビ見て座っている 台所はすごくきたなく何から手をつけていいか分からない掃除もしてないので少しほうきで掃く風呂に入る様に言うが聞く耳なし

〇月〇日：請求人病院予約とる 医療センター〇〇外来・・・〇／〇、PM〇：〇〇～・・・

〇月〇日：請求人病院につれてゆく問診とMRIをとる 脳がちぢむアルツハイマー型認知症と診断された 次回〇日検査 貼り薬をもらって貼る

〇月〇日：c宅に行く食品持って昨日の貼り薬を毎日貼らないと

- いけないけど自分でどれだけ管理できるか分からない 貼り方を教える。衣類を着替えさせる。めんどろな事になった毎日行くか t e l でチェックするかしないといけない
- 月○日：精密検査で○：○○～○：○○までかかる。言語と腕のしびれあり 次回○／○、P M ○：○○ 食品買って帰る
- 月○日：Gさんより t e l 貼り薬の管理が出来ないし様子が変だとのこと 言語がうまくしゃべれない 自分の意志とは関係なく手が動くのでコップを落とす。薬が合わないので貼るのをやめる 3日間貼っただけ衣類の着替え洗濯する
- 月○日：請求人水やりに来る昨日調子悪いのにオートバイに乗るのは危ない 人でも引っかけたら大変な事になるので来なくていいと話す 1日で調子治るのも不思議 どうなっているのか分からないけど人の言う事聞かないで困る
- 月○日：夕方請求人の貼り薬やる なんか変になりそう
- 月○日：請求人水やりして、その後○○へ食器を買いに一緒に行く 持ってくGパンも持って行く
- 月○日：c宅に里芋の煮物と食品を買って持って行く¥○○○ ○ 布団の中で横になっていたいつもと変わらず 衣類着替える 1ヶ月ほど風呂に入っていないらしい
- 月○日：請求人臭うので風呂に入る様に言う寒いでいやだと言う だらしない変人になったあんまり言うとな怒鳴るので相手にしないのが一番 貼り薬はるけど自分で取ってしまうみたいで昨日貼ったのがなかった 貼り薬がちらかっていた
- 月○日：請求人来た様子盆栽いじっていたと母が言う
- 月○日：医療センター請求人診察日だがc宅の布団の中で寝ていて行かないどうでもいいと言うため1人で行く 診断はアルツハイマーではないかもと言われた脳に変な物がたまり脳が変化してしまう難病かもとのこと 薬もなく治療法はまだ見つかっていないとのこと 細かい検査をa病院で受ける様に先生に言われた今度○日に診予定 c宅に食品を持って行くと自分でご飯をあたためて準備していた。自宅に帰る様に話すかc宅がいいと言う毎日薬の貼り替えをするため私がc宅に行くのは大変だと言ったが自分の事しか考えていない
- 月○日：請求人薬貼り替えする
- 月○日：c宅、パン分ちゃん持って行く仏壇の花が変えてありだれか来た様子 貼り薬が自然にとれてしまうと言った 今日背中に貼る
- 月○日：c宅に行く。背中に貼る。大根里芋のみそ煮とパン持って行く
- 月○日：Hさんに t e l … 請求人の病気の事を話したやっぱりそうか私も変だと思っていたと言っていた 請求人を自宅へ連れて行きたいでも本人がいやがる事を話す。
- 月○日：請求人パンツやシャツを洗濯したり イスに座ってテレビを見たり ウォーキングしているとのこと 貼り薬のこと言っておいた
- 月○日：請求人、卵、パン、納豆を持って行く。薬終了 衣類着替える。体調変わらず
- 月○日：請求人盆栽水やりに来

衝突から本件別居日以降、別居するに至ったものの、本件別居日以降も継続して、本件日記の記載内容と同様に、社会通念上の夫婦の共同生活をしてきたとする請求人の主張も、十分に信用するに足るものと認められ、本件別居日以降（平成〇年〇月前）においても、請求人とAは、引き続き事実上婚姻関係と同様の事情にある者であったと認めるのが相当である。

また、上記説示のとおり、請求人は、本件別居日以降においても、引き続き、b宅に係る光熱費、火災共済等の費用を負担しているのであるから、Aは、上記(1)イの生計同一要件を満たしていると認めるのが相当であり、前記1(3)によれば、Aは、基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものと認められ、請求人によって生計を維持していた配偶者であると認めるべきである。

- (3) 以上によれば、Aは、本件別居日以降においても継続して、請求人によって生計を維持していた請求人の配偶者と認められるべきであるから、平成〇年〇月から、請求人の老齢厚生年金にAを対象者とする加給年金額を加算しないとした原処分は、相当とはいえず、取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。